

私が答えます



ファーストアカウンティング
江原会計

江原弘義さん

えはらよしひろ ●江原会計事務所所長。税理士・行政書士・フィナンシャルプランナー。

相続・遺言

Q & A

専門家に聞いて
ギモンを解決

相続・遺言でよくある質問を、専門家にお聞きしました。

Q. 相続の手続の前に、確認しておくことはありますか?

A. 財産状況の確認や手続書類を用意します

故人の財産状況の調査はもちろんですが、各種の手続に必要な書類も多数あります。たとえば複数の相続人がいる場合は遺産分割協議書のように、全員分の署名と捺印が必要な場合もあります。また、前妻との間の子どもなど、相続人となる人がほかにいないか、十分に確認する必要があります。相続人が分かっている場合でも、連絡先や住んでいる場所など、不明な場合は早めの調査が必要です。

Q. 生前贈与とはなんですか?

A. 存命中に財産を分け与えることです

生前贈与とは、財産を持っている人が存命中に、自分の妻や子ども、親族などに財産を分け与えることです。生前贈与には次のようなものがあります。

・暦年贈与：年に一定限度内の金額を贈与することで、非課税となる(但し相続開始前の3年以内の贈与は相続する財産に含む)。

・相続時精算課税制度

また、生前贈与には税額が軽減できるさまざまな特例があります。例えば、子どもや孫に、住宅を取得するための資金援助をする贈与は、一定限度内の金額について非課税となります。また、婚姻期間が20年以上の夫婦が、居住用不動産を配偶者に贈与する場合は、一定限度内の金額について非課税となります。

ただし、税法の改正などにより、これらの上限金額や控除額は変更となる可能性があり、特例もさまざまありますので、専門家に相談するか、事前に調べておくと良いでしょう。

Q. 相続における寄与分とは何でしょうか?

A. 故人への貢献度合いで認められる権利です

寄与分とは、相続人が故人本人や故人の仕事、故人の財産に対して、特別に寄与した人に認められている権利です。これには次のようなものがあります。

- ・故人の生活を手助けした人
- ・故人の家業や家事に従事した人
- ・故人に金銭などを出資した人

このような人は遺産分割協議において、故人への生前の貢献度によって、より多くの遺産を受け取ることを主張することができます。寄与分の相続割合は、まず相続人同士が遺産分割協議で話し合い、決められない時には、家庭裁判所の判断となります。

Q. 遺言書では相続のほか、何ができるのでしょうか? 有効期限はありますか?

A. 有効期限の定めはありません

まず、いずれの形式で作成された遺言書にも、有効期限はありません。何年前であろうとも、内容が正確であれば一番日付の新しい遺言書が有効となります。満15歳以上の人であれば、誰でも遺言書を作成することができます。

遺言書でできることはさまざまあります。相続人に相続させる財産種類の指定や割合はもちろん、遺言執行者の指定、内縁の子どもの認知、特定の団体への寄付や、特定の人への贈与(遺贈)なども行うことができます。また、遺言書の内容には直接関係ないのですが、故人がメッセージを記入する場合もあります。これは、自分の気持ちを残すこと、生前にお世話になった人や遺族へ、感謝の気持ちを表すことが多いようです。これを遺族や友人が読んだとき、温かな気持ちになれるのであれば、とても良い事だと思います。

Q. 事業をしていた父が死亡した場合、所得税・消費税の申告はどうすればよい?

A. 4ヶ月以内に確定申告し、納税してください

故人が死亡した日の翌日から4ヶ月以内に相続人が確定申告をし、納税しなければなりません。これを準確定申告といい、父の納税地の所轄税務署に相続人全員の連名で提出します。また、相続人が故人の事業を引き継ぐ場合、たとえば「所得税の青色申告承認申請」の届出など、各種届出書の提出が必要になりますので十分な注意が必要です。

Q. 夫婦以外の子供がいた場合、相続はどうなるのでしょうか?

A. 非嫡出子も嫡出子と同等に計算します

非嫡出子(法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子)も、嫡出子(法律上の婚姻関係にある男女の間に産まれた子)と同等に相続されます。例えば、死亡したAに配偶者B、嫡出子C、非嫡出子Dがあり、相続財産が1,200万円の場合は、各相続人の相続財産取得額は、配偶者Bが600万円、嫡出子Cが300万円、非嫡出子Dが300万円となります。

※非嫡出子を0.5人分と定めた民法は平成25年12月に改正されました。

Q. 故人に借金があった場合は、相続においてどのような手続になるのでしょうか?

A. 相続することも放棄することもできます

単純承認をすればそれはそのまま相続人が引き継ぐことになります。マイナスの財産よりプラスの財産が多い場合は、それほど大きな問題にはなりませんが、マイナスの財産がプラスの財産よりも多い場合は、あえて負債を相続するなどの特殊なケースを除き、限定承認か相続放棄を選択することになります。

ここで確認しておきたいのが、故人の財産状況です。預貯金や土地など、分かりやすい財産のほかに、連帯保証や連帯債務など、親族でも知らない債務を故人が持っていることがあります。財産をすべて調べることはとても重要な作業となります。これは、専門家でないと難しい部分が多くありますので、財産の内容が複雑であったり、内容に不明な点がある場合は、税理士などに相談することをおすすめします。

財産の内容が分かれれば、限定承認、相続放棄の判断もつきますので、家庭裁判所でいずれかの申述を行うことになります。ただし、前記の通り、何もしないまま相続の開始を知ってから3ヶ月を経過すると、単純承認をしたことになりますので、早めの調査をするなど十分な注意が必要です。